

議案第19号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山享弘

日野町特別医療費助成条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

○ 健康保険法施行令の改正

高額療養費制度について70歳未満の所得区分階層を細分化する。

2 改正内容

- ・ 一部負担金の額について定めた規定中引用する健康保険法施行令の条項を改める。
- ・ 現行「健康保険法施行令第43条第1項第1号ハ」を「健康保険法施行令第43条第1項第1号ホ」に改めること（第4条第3項）
- ・ 同条項は、低所得者（住民税非課税）を指す条項であり、低所得者の規定が変更となる訳ではなく、特別医療費助成制度に係る実質的影響はない。

3 附則規程

施行期日 公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例(昭和48年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。